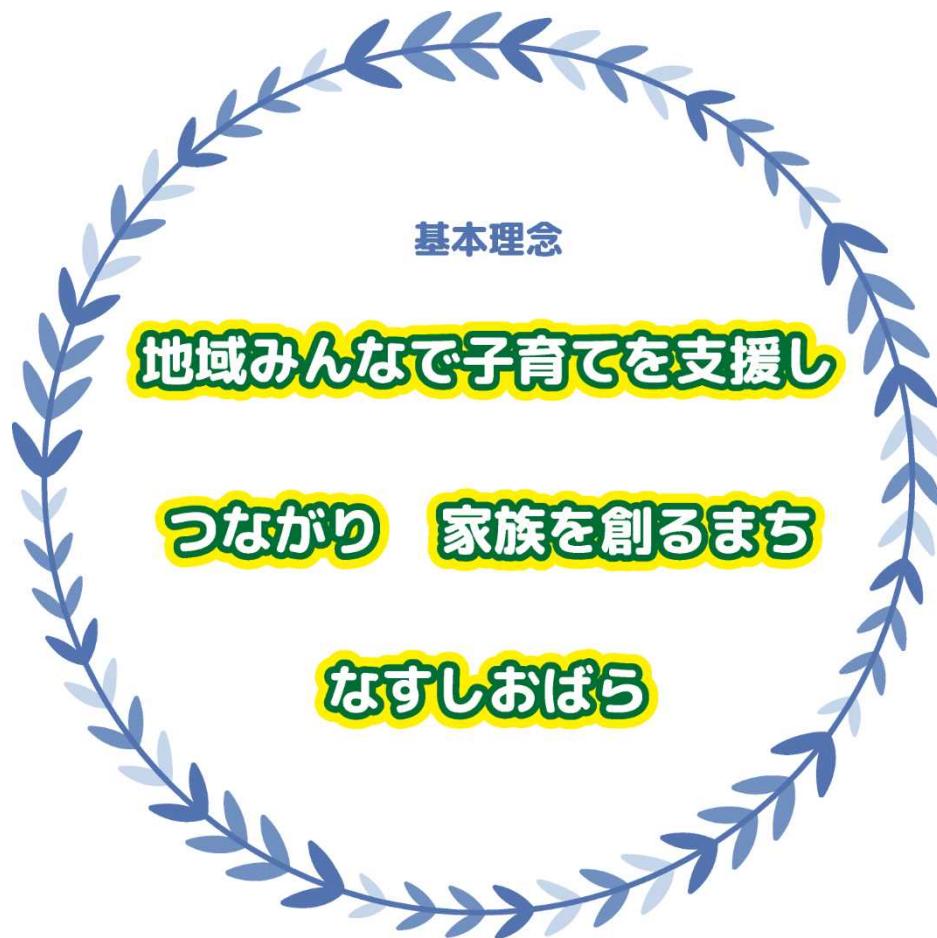


1 計画の基本理念



子どもはこれから地域を担い、社会を支える希望であり、未来を創る存在です。

そして、全ての子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき重要課題の一つです。

本市では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに喜びや幸せを感じる家庭を築くことで、全ての子どもが健やかに育ち、自らの夢や希望をかなえ、未来を切り拓けるまちを目指し、「地域みんなで子育てを支援し つながり 家族を創るまち なすしおばら」を基本理念として定めます。

2 計画の基本目標

本計画は、それぞれの立場から、子どもの健やかな育ちと子育て環境の整備を考慮して、次の4つの基本目標に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ すべての子どもの人権を尊重する

子どもが権利の主体であり、その属性によって差別されないこと、その成長のために最善の利益を尊重されることをうたった「児童の権利に関する条約」、「児童福祉法」、「那須塩原市子どもの権利条例」を遵守し、子どもの思いや願いに常に思いをはせること、児童虐待などの権利侵害は未然に防ぐこと、貧困により将来への希望が奪われないよう、子どもの命の喜びを実感しながら成長していくよう、子どもの人権を尊重する視点を重視して支援を行います。

基本目標Ⅱ すべての子どもと子育て家庭への支援

子ども・子育て支援は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

年齢や心身の状態、個々の家庭の置かれた状況、社会状況等の変化等によって、必要とする支援の内容は異なることから、支援を受ける子どもや子育て家庭の視点に立った施策を展開し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すとともに、全ての子育て家庭を対象に次世代につながる支援を図ります。

基本目標Ⅲ 子育てにやさしい社会づくり

子どもの成長は家庭だけでなく地域社会の関わりも大きく影響するため、現在、希薄化していると言われている地域との関係をつなぐことのできる社会の実現をめざし、豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等の「地域の力」の効果的な活用により、家庭、学校、企業、行政等の社会全体の協働を働きかけ、地域の子育て家庭をみんなで支援できる体制を整えていくよう取り組みます。

基本目標Ⅳ 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

現在、妊娠から出産を経て青年期に至る各ライフステージで、心身の状態、個々の家庭の置かれた状況、社会状況等の変化等によって、必要とする支援は複雑で多岐にわたっています。

支援を必要とするときに必要な支援を行うことはもちろんの事、様々な問題に対して早期発見、早期支援が求められる今、全ての子どもや子育て家庭に対して、妊娠期からの切れ目ない支援を行い、子育て家庭が孤立することなく、安心して喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、支援を展開していきます。

3 計画の基本方針

本計画は、基本理念と基本目標を念頭に置きつつ、次の8つの基本方針に基づいて施策を推進します。

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

子育ては、母親や父親などの保護者が一義的責任を持ちますが、地域の大人と一緒に子育てを行ってきた側面もあります。

しかし、近年の核家族化の進行や就労環境の変化といった社会環境の変化により、子育て環境は大きく変化し、地域との関係が薄れていったため相談相手がないなど孤立し、不安や負担感を持った親を生み出しています。

地域、企業、行政などが連携・協働して子育てについて関心と理解を深め、様々な子育てサービスの充実を図るとともに、地域で支える子育て支援を推進します。

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

虐待や発達の遅れ等の早期発見、早期対応に努めるために、関係機関や団体等の連携強化に向けた取組を推進し、困難な環境にあり支援が必要な家庭を支えるための支援体制を充実することで、安心して子育てでき、子どもが安心して健やかに成長していくことができる環境づくりを進めます。

基本方針3 母子保健事業の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子保健事業の充実に取り組むとともに、関係機関との連携体制を強化し、切れ目ない支援対策の充実を図っていきます。

また、子どもの正しい生活習慣を乳幼児のうちから身に付けられるよう食育の推進や、思春期の子どもが自らの「こころ」と「からだ」の健康を意識できるよう、学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実に努めます。

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

少子高齢化が進み、女性や高齢者などの就労が進む中、短時間勤務や男性の育児休業取得、子どもの看護休暇取得などの制度や様々な保育サービスを活用し、就労する子育て家庭でワークライフバランス（仕事と家庭の調和）が図れるよう関係機関と連携し、企業への啓発や相談支援等を行います。

基本方針5 教育環境の整備

劇的に変化を遂げる社会に的確かつ柔軟に対応し生き抜くために、未来を切り開く創造力と他者を思いやる想像力を育み、生涯にわたり自分らしく自立して生き抜くことができる人づくりを目指し、家庭、学校、地域が連携し、子どもの能力や可能性を伸ばす教育を目指します。

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、家族が安心して安全に暮らすことができるよう、関係機関や団体等と連携を図り、まち全体の取組として、歩道の整備等のバリアフリーや防犯カメラ設置による防犯活動の強化により子どもの安全の確保を目指します。

また、公園の遊具整備や子育て世帯が外出時に便利な施設の周知などを行い、安心して外出できる環境も整えていきます。

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

貧困の連鎖を食い止めるため、子育てや貧困の問題は地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的に実施し、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできるよう必要な環境の整備を図ります。

基本方針8 子どもの権利の保障

本計画に掲げられる基本理念や全ての基本方針の根幹として、子どもが安心して育つため、虐待、いじめ、体罰、貧困などの子どもの権利の侵害から守り、子どもの最善の利益を考慮し、成長及び発達に応じた支援を行い、かけがえのない子ども一人ひとりの権利を保障していきます。

4 計画の体系

基本理念

地域みんなで子育てを支援し つながり 家族を創るまち なすしおばら

